

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税比率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

令和5年度決算の「錦江町一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下の通りです。

(歳入)	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	94,395 千円
(歳出)	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられている施策に要する経費	745,136 千円

4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

	経 費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町 債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)	その他
社会福祉総務費	18,984	1,047	0	0	6,640	11,297
老人福祉費	7,684	0	0	249	2,752	4,683
障害者福祉費	309,749	225,323	0	0	31,255	53,171
児童福祉総務費	34,469	22,580	0	0	4,401	7,488
児童措置費	334,808	239,874	0	0	35,145	59,789
予防費	16,289	0	0	0	6,030	10,259
健康増進費	19,525	778	0	25	6,931	11,791
母子衛生費	3,628	278	0	0	1,240	2,110